

木に記された暦——石神遺跡出土具注暦木簡をめぐつて——

竹内亮

はじめに

近年、古代の暦の実物が発掘調査により数多く出土するようになり、古代日本における暦の利用実態が次第に明らかになりつつある。出土暦は紙本の形態をとるものと、木簡の形態をとるものに大別できるが、今のところ出土事例の大半を占めるのは漆紙文書として地中に残存した紙本の暦であり、暦木簡の出土例は日本では数例に過ぎない。しかし、事例数は少ないととはい、暦木簡の形態や様式は、紙本の暦と比較してヴァラエティに富んでいる。素材の特性に起因する形態・様式の多様性は、木簡という書記媒体の持つ大きな特徴の一つであり、これは暦木簡についても例外ではない。

二〇〇二年、石神遺跡から出土した暦木簡は、持統天皇三年（六八九）の具注暦を記したものであり、現在知られている中では日本最古の暦であることが判明した（写真・訳文は巻頭図版一参照）。この具注暦木簡の発見により、日本における具注暦の作成と使用が元嘉木に記された暦

暦専用の時代まで遡ることが明らかとなつた。本木簡については、こうした歴学的観点を中心とした研究が今後も推し進められてゆくであろう⁽¹⁾が、木簡学の側から見れば、暦木簡のヴァリエーションにまた一つ興味深い事例が増えたということもできる。本稿は、この石神遺跡出土具注暦木簡の観察結果にもとづき、その作成目的と機能について、素材としての木の利用方法を重視して考察するものである。⁽²⁾

一 具注暦木簡の現状

1 出土遺跡と遺構

石神遺跡は、飛鳥寺の北西に位置する七世紀の宮殿・官衙関連遺跡である⁽³⁾。遺構はA～C（齊明朝～持統朝）の三時期に大別され、時期ごとに性格の異なる施設群が展開することがわかっている。B期施設群北限の北側にあたる位置で行なわれた第一五次調査では、B～C期の溝や土坑から天武・持統朝期の木簡が大量に出土しており、

当該時期における官司の存在が想定されている。暦木簡はC期以降の時期に属する溝SD四〇九五から出土した。同溝からは飛鳥Vに分類される土器が出土しており、藤原宮期後半頃の遺構とみなされている。なお、この遺構からは具注暦木簡以外にも複数の木簡が出土しており、時期を特定できるものは本木簡の他には見出されないものの、他の遺構から出土した木簡と同様、官司において使用されたものが大半を占めるとみられる。

2 形状

現状は直径約10cmの不整円形で、周囲は刃物による削り落としによつて整形されている。ほぼ中心に直径約一・三cmの穿孔が施されている。表裏の墨書は周囲の整形や穿孔によつて切られており、暦木簡としての用途を終えた後に二次加工され、現状の形態となつたものであることがわかる。二次加工後の用途は詳らかでないが、出土環境から、いずれかの官司で使用されていたものであろうと考えられる。加工・転用される前にも官司で使用されていたことが想定されるが、それが同一官司内であつたのか、あるいは二次加工後に他所から持ち込まれたのかは不明である。

木取りは板目の縦材で、厚さは約一・四cmである。なお、具注暦

のようない多行にわたる内容を記す場合、記載幅を広く確保するのに有利な横材木簡の形態をとるのが合理的であり、一般的でもある。⁽⁴⁾

この点において本木簡の木取りは特異であり、検討に値する。

3 界線

本木簡には、刀子などの刃物によつて施されたとみられる刻線が確認できる。木肌の荒れによつて年輪の方向に割れ目が多数生じており、こうした自然の割れ目と縦方向の刻線との判別は困難を伴うが、表面の数ヶ所に、年輪とは明らかに異なる方向の刻線が縦横に認められる。⁽⁵⁾ 縦方向の刻線は、ごく一部しか確認できないものも含めると、表面墨書のほぼ各行間に施されている。また、表面四行目第三文字目左下付近に、下部の剥離を伴う横方向の刻線が確認できる。この刻線は、左右にその延長とみられる刻みの痕跡がわずかに残存しており、本来は横方向に伸びる刻線であつたことをうかがわせる。これらの刻線は、縦方向が墨書の行間、横方向が段間を区切る位置に施されていることから、いずれも界線と判断される。

なお、裏面は表面以上に木肌の荒れが進行しているため、刻線を検出することができないが、次に述べるように記載様式は表裏とも共通しているため、本来は裏面にも縦横の界線が存在したと推測される。縦界線は表面各行間に確認できることから、恐らく表裏の全行にわたつて施されていたのであろう。

4 記載様式と内容

本木簡の記載様式は表裏とも上下二段で構成され、上下段の間は本来横界線で区切られていたとみられる。上下段とも書き出しの高さは不揃いで一定しない。また、各行間の縦界線は一見して平行で

はない。特に表面五行目右側の縦界線は、前行の界線に比べて時計回転方向に約二度ほど傾いており、五行目の墨書もこの界線の角度に従った結果、前行に比べてやや傾いている。したがって行取りは

厳密には一樣でないが、字幅が完存する五行分の行幅は表裏とも同じく約六cmであり、全体的にみればそれほど極端なばらつきがあるわけではない。平均すると、一行あたり約一・二cm幅となる。

墨書は表裏とも同筆、墨色は比較的鮮明であるが、類例の少ない書体であり、読みづらい部分も多い。上段の記載は規則的で、六十干支・十二直を順に従つて列記する。裏面五行目の干支上部に墨痕があるが、これを「日」字の残画とすれば、八世紀以降の具注暦同様、干支の上に日付が記されていたことになる。納音五行の記載はみられない。下段の記載は、「上玄（弦）」「望」などの月の盈虚、節気の入り（入節）、および暦注によつて構成される。月の盈虚、節気・中気の入りは八世紀以降の具注暦では中段に記され、暦注を記す下段とは区別されているが、本例ではこれらがまとめて下段に記されるのが特徴といえる。下段の暦注には、八世紀以降の具注暦には類例のないものが多く含まれている。⁽⁶⁾

二 年代判定と復元

1 年代判定

本木簡を復元するに先立ち、まずこの具注暦木簡に記されている暦日を確定する必要があるが、幸いなことに、必要な手がかりが表裏面ともに残つてゐる。表面では上弦に当たる日と三月入節日の干支、裏面では望に当たる日と往亡日の干支が全て釈読できる状態で残存しており、表裏面ともに当該暦月の朔干支、当該節月の入節干支を知ることができる。⁽⁷⁾ これらの情報から導かれる年代として、表裏面それぞれに三箇年ずつの候補があるが、表裏が同筆であることから、年紀も表裏同一と考えるのが妥当である。この条件を満たすのは持統天皇三年のみであるため、本具注暦の年代は持統天皇三年（六八九）、表面は同年三月八日から十四日、裏面は四月十三日から十九日までの暦日を記したものであることが判明する。

2 記載内容の復元

本木簡の表裏に記された暦日は、同じ年の三月・四月という隣接する二箇月に属する。したがつて、木簡が二次的整形を受ける前は、表と裏の暦日が連続していた可能性が高い。この想定にしたがつて、まず表面は三月末、裏面は四月頭に向かって行を復元する。復元に要する行数は、三月が十六行（十五日～卅日）、四月が十二行（一日

三月大			
一日癸丑閏	九坎天會		
二日甲寅閏	婦忌		
三日乙卯建	厭對天李		
四日丙辰除			
五日丁巳滿	重		
六日戊午平			
七日己未定	血忌		
八日庚申執	□□□		
九日辛酉破	上玄觸虛厭	□	
十日壬戌破	三月節忘盈九坎		
十一日癸亥危	重馬牛出惊	□	
十二日甲子成	絕紀婦忌	□	天會
十三日乙丑収	天閏日	□	
十四日丙寅閏	血忌	□	厭對
十五日丁卯閏			
十六日戊辰建			
十七日己巳除	重		
十八日庚午滿	天李		
十九日辛未平			
廿日壬申定	厭		
廿一日癸酉執			
廿二日甲戌破	九坎		
廿三日乙亥危	重		
廿四日丙子成	婦忌天會		
廿五日丁丑収	三月中		
廿六日戊寅閏	血忌厭對		
廿七日己卯閏			
廿八日庚辰建			
廿九日辛巳除	重		
世日壬午滿	往亡天李		

(表面)

(裏面)

図一 石神遺跡出土 持統天皇三年（六八九）具注暦木簡復元図

（十一日）であり、その差は四行である。次に表面を三月末に、裏面を四月頭に向かって復元していくと、復元に要する行数は三月が七行（一日～七日）、四月が十一行（廿日～卅日）であり、やはり差は四行である。この四行の差は、月名や月の大小などを記す月首部を各月四行分想定することによつて、合理的に解決できる。すなわち、表裏両面とも月首部から始まり、一箇月の暦日を朔から晦日まで記したものとして復元するのである（図⁹）。このように復元すると、現存墨書の表裏関係も矛盾せず、うまく現状と合致する。¹⁰

なお、この復元案にもとづいて具注暦木簡記載部の原寸を復元すると、平均行幅を一・二cmとして、一箇月分の記載幅は四〇・八cmとなる。この数値は、現存する奈良時代の紙本具注暦の法量とかなり近似している。正倉院所蔵の天平二十一年具注暦の場合、行幅が一・三～一・五cm、一箇月分の記載幅は約三八cmである。¹¹このことから、本木簡は紙本の具注暦を原本としており、原本の法量を意識して書写されたものであることが想定される。

3 形状の復元

図一に示した復元案は、あくまで暦の記載部分のみの復元にとどまるものであり、木簡そのものの形状を復元するためには、さらに別の視点が必要となる。そこで次に、本木簡の木取りについて検討を加える。

本木簡の木取りは板目の縦材である。縦材の場合、大きさは幅方

向に制約を受ける。原材料から切り出し可能な幅を超える法量を確保したい場合には、複数材の組み合わせによらねばならない。よつて、本木簡の形状については、単材（一枚板）、もしくは複数材の組み合せ、という二通りの復元案が成立し得る。

前項の復元により、本木簡の記載幅は約四〇cm強と想定されるので、もし単材を用いたとすれば、これ以上の幅が必要である。そこで上下端面の年輪を観察すると、年輪は表面左端（「三月十四日丙寅」の位置）を最内、裏面左端（「四月廿一日癸卯」の位置）を最外とする弧を描いている。現存する最外年輪位置から本来の記載最外部（「四月廿日壬子」の位置）まで、九行分の幅に当たる部分が失われているが、この欠損部を足しても、単材を想定した場合の最大幅内に収まる。また、木心の位置は表面左端の手前側付近（「三月十三日乙丑」「三月十四日丙寅」の位置）に想定される。この位置は記載の上でもほぼ中央に相当する。よつて、本木簡は横幅四〇cm以上の単材を用い、材の中心と記載上の中央行を一致させて作成されたものと考えられる。

4 界線の復元

本木簡の様式で注目されるのは、刻線による界線の存在である。このような大型の木簡に刻線で界線を施した例として、石川県加茂遺跡より出土した嘉承二年（八四九）銘の木札がある。¹²この木札は、刻線による縦界線が表面全体にわたつてに引かれている。木札の法

量は縦約一尺、横約二尺で、当時の文書料紙の大きさとほぼ等しく、また記載内容も公文書をそのまま引き写したとみられることから、原本である紙文書の体裁を変えることなく木に転写したものと考えられている。この木札は、行頭では界線を意識した取り扱いが見られるが、全体としてあまり縦界線にとらわれずに記されており、行末では文字と界線が完全に重なっている箇所もある。したがって、縦界線は原本の紙文書にもともと引かれていたものではなく、あらかじめ定まつた行数の文章を決められた幅内に割り付けるための目安として、転写の際に新たに付け加えられたものであろう。石神遺跡

具注暦木簡の界線の機能についても、加茂遺跡木札と同様に考えることができるならば、紙本の暦を転写したものであるという想定がいっそう確かになると言えよう。

本木簡の界線は、縦・横の二方向に引かれている。縦界線については、界線と文字の傾きが一致する箇所が存在することから、文字割付の基準線として機能していることがわかる。角度に多少のばらつきがみられるのは、表記の体裁を整えるよりも、定まつた行数を一定の幅内へ割り付けることを優先した結果であろう。一方、横界線に関しては、通例とは異なる特徴がみられる。通常、横界線は文字の書き出しとなる上端の基準線として機能するため、全く同一文字数の行が並ぶ場合を除き、書き止めにあたる下端の高さは揃わない。しかし本木簡の場合は、特に表面について顕著だが、上段文字

列については上端よりもむしろ下端（十二直）を段間の横界線に合わせて揃えようとしているように見受けられる。したがって本木簡に関しては、書き出しを揃えるための天界は存在しなかつたのではないかと思われる。すなわち、文字の高さを揃える基準線としての横界線は、段間の一本のみが存在したものと考えられる。

三 具注暦木簡の使用法

1 なぜ縦材を用いたか

既に指摘したように、具注暦のように行数が多い木簡では、木目と直交する方向に墨書する横材の形態をとるのが一般的である。縦挽き鋸や台鉋がまだ存在しない時代の製材技術では、縦材で幅広の板を確保するのは容易なことではない。あえて幅に制約のある縦材を用いる際の利点は、縦方向の長さが確保できることである。前述のとおり、本木簡は紙本の具注暦の法量や体裁を意識して書写された可能性がある。紙本の具注暦の場合、記載高は料紙高に制約されるため、一尺（約三〇cm）以内に収まるのが通例である。下段の暦注部を長めに見積もつても、記載高が一箇月分の記載幅（約四〇cm）を大きく超えることは想定しがたい。したがって、縦材を用いた目的とは、記載高の確保よりも、むしろ縦材を用いることによって得られる長さそのものにあるのではないだろうか。

日本における古代の暦木簡としては、本木簡の他に三例の出土が知られている。静岡県城山遺跡出土の具注暦木簡、新潟県発久遺跡⁽¹⁴⁾および藤原宮跡出土⁽¹⁵⁾の月朔暦木簡（月ごとの朔日干支を列記した簡便な暦。図二参照）である。これらの暦木簡はそれぞれ機能や様式を異にするが、原形を復元すると全て二尺近い長さを有する長大木簡である、という共通点をもつ。料紙の規格という制約がある紙本の具注暦と異なり、木簡は必要に応じていかなる大きさにも作ることができる。したがって、二尺という長さは、それなりの理由が存在したために生じた値であると考えなくてはならない。

古代において暦木簡の使用された環境は、中央と地方とを問わず、官司をはじめとする公的施設である。これらの官司には頒暦の制度にもとづいて毎年巻子の具注暦が頒布されるが、巻子のままの具注暦は一覧性に乏しく実用的でないため、日常的に使用するための暦木簡が官司ごとに作成されたと考えられている。⁽¹⁶⁾同時に多数の官人が作業を行なう官司のような環境において使用される暦には、何よりも見やすさが要求されたはずであり、暦木簡がいずれも長大木簡

である理由はここに求められよう。同様に、石神遺跡具注暦木簡についても、視認性の向上が要求されたために、縦材を用いて高さを確保する必要があつたと考えたい。本木簡の実際の使用法としては、机上や床上に置き、壁に立て掛けるなどして掲示する、といった使い方が想定されるが、その際見やすくするために高さをかせぐ必要があつた、ということである。恐らく、二～三尺程度の長さであったのではないか。

2 余白と追記

前章で、本木簡の横界線は段間の一本のみが存在したと考えた。

現状の文字配置から考えて、天界や木簡の上端などの書き出しの基準線は意識されておらず、書き出しの高さを規定する目印が何もない状態から、上段の書き止め基準線である段間の横界線に向かって文字を記している印象を受ける。その結果、上段の上部には何も書かれない余白が現出したものと思われる。前項で述べたように、本木簡は縦材木簡であるため、記載高の二倍以上の木簡長があらかじめ確保されていたであろう。よつて、下段の下部にも上端部以上に

図二 藤原宮東面外濠出土 慶雲元年（七〇四）月朔暦木簡復元図

正月小一日丁亥土収	三月大一日丙戌土破
五月大二日乙酉水平	七月大一日甲申水建
九月小一日甲申水開	十一月小一日癸未木危
二月大一日丙辰土除	四月小一日丙辰土閉
六月小一日乙卯水成	八月大一日甲寅水執
十月大一日癸丑木満	十二月大一日壬子木建

広い余白が残されたと考えられる。

具注暦における余白に関しては、正倉院所蔵の天平十八年具注暦⁽¹⁹⁾が注目される。この暦には、料紙の下三分の一から四分の一程度が余白として残されている。余白部分には、正倉院に残る三点の具注暦の中⁽²⁰⁾で唯一、日記が書き込まれている。日記の記述や二次文書の内容から、この日記の記主は金光明寺写経所の下部機関に属する官人とみられており、暦本体もはじめから写経所内での使用を想定して書写されたものである可能性が高い。⁽²¹⁾余白は書き込みを想定して書写の段階から準備されたものであろう。本木簡についても、あらかじめ何らかの追記を想定して余白が設定されていた可能性があるのではないかだろうか。

「こよみ」の語源は「日説」であると言われるよう、当日が暦の上で何日にあたるかを知ることは、暦を利用する上で欠かすことが出来ない。秋田城跡出土品や秋田県鷹巣町でかつて出土したとされる木製品の中に、多角柱の各面に六十干支を順に列記し、干支に対応する多数の孔を穿つたものがある。⁽²²⁾この木製品は、孔に挿しこむ棒状の目印を一日の経過ごとに移動させることにより、当日の干支を示すための道具と推定されている。こうした道具を暦と併用すれば、当日の干支を暦と対照することができる。しかし、このようないしは半年分など、まとまつた月数の暦を一枚の簡に記すといふことはあり得ないことではないし、縦材を用いた理由をここに見出すことも不可能ではない。しかし本木簡では、連続する二箇月がちようど表裏の関係に位置する、ということが問題となる。現状に合わせるならば、例えば奇数月を表面、偶数月を裏面に交互に記すといった形態が考えられるが、この構造では月の変わり目ごとに頻

で憶測に過ぎないが、本木簡の上下に想定される余白の用途として、日の経過を示す目印を記入するための空白、という案を提示しておきたい。また、こうした目印以外にも、正倉院天平十八年暦にみられるように、余白を用いてその日の出来事を書き記した可能性もある。『職員令』には内記の職掌として「御所記録事」が挙げられており、各官司においてもそれぞれの業務に伴う日次記が作成されていたと考えられている。⁽²³⁾本木簡が官司において使用されたことを考えれば、このような想定も不可能ではないだろう。

3 再利用の痕跡

本木簡は同一年の三月・四月の暦であるが、本来具注暦は一年単位に作成されるものである。何らかの特殊な事情でこの二箇月分の暦のみを抜き書きしたのでなければ、同年の一月・二月、あるいは五月以降の暦が木簡として存在したはずである。そこで、現状で残る二月・四月の暦の他に、上方あるいは下方に他の月の暦が記されていたと仮定してみよう。確かに、暦の一覧性を高めるため、一年分ないしは半年分など、まとまつた月数の暦を一枚の簡に記すといふことはあり得ないことではないし、縦材を用いた理由をここに見出すことも不可能ではない。しかし本木簡では、連続する二箇月がちようど表裏の関係に位置する、ということが問題となる。現状に合わせるならば、例えば奇数月を表面、偶数月を裏面に交互に記すといった形態が考えられるが、この構造では月の変わり目ごとに頻

繁に裏返す必要が生じ、一覧性は大きく損なわれる。よって、これは妥当な復元案ではないと考えられる。

では、他の月の暦はどのような形で木簡に記されたのか。本木簡の素材は厚さ一・四cmの板材であり、数回の削り直しに耐えられる強度をもっている。よって、最も可能性が高いのは、二箇月が経過するごとに表裏面を削り直し、次の二箇月の暦をあらたに書き直す、という使用法であろう。現状では、削り残しと認められる墨痕を確認することができないため、この案についても仮説の域を出るものではないが、削り直し再利用の痕跡とみられる要素が全く無いわけではない。それは、界線の残存状況である。

前述したように、本木簡の刻界線はきわめて残りが悪く、表面の一部にわずかに確認できるのみで、裏面に至っては全く確認することができない。これは、地中に埋まっていた間に腐朽が進行したためであると一応考えられるが、墨書きが比較的明瞭に残っているのに比べて、界線の残存状況は悪すぎるようと思われる。そこで考えられるのが、木簡を削り直すたびにあらためて界線を引き直さなかつた、という可能性である。本木簡は片面に一箇月ごとの暦を記したるものであるが、一箇月の日数は小月で二十九日、大月で三十日であり、行数の差は一行でしかない。このように月ごとの体裁は一定しているので、一度界線を刻んでおけば、削り直しによって完全に刻線が消滅するまでは、界線として繰り返し利用することが可能であ

る。すなわち、二箇月ごとの削り直しを数次にわたって経た結果、木簡廃棄の時点では既に界線が浅くしか残らなかつたことが、現状における界線の残りの悪さを招いたのではないかと考えられるのである。

四 暦制度の開始について

最後に、本木簡が使用されていた時期における暦制度について概観しておきたい。

本木簡の年代である持統天皇三年（六八九）当時、日本では元嘉暦が公式の暦として用いられていた。²⁴⁾『日本書紀』持統天皇四年（六九〇）十一月甲申条には「奉勅、始行元嘉暦与儀鳳暦」とあり、一見元嘉暦の公式使用開始を示しているかのようだが、実際には元嘉暦がすでに長く用いられており、この時点に到つて元嘉暦に加えて儀鳳暦を併用することが命じられたと理解されている。²⁵⁾

元嘉暦は百濟を経由して日本に伝来した。欽明天皇十五年（五五四）に百濟より暦博士が渡来、推古天皇十年（六〇二）に百濟僧觀勒が暦本をもたらしたことが『日本書紀』にみえる。ただし、日本の朝廷が公式の暦として元嘉暦を採用した年次は正確には不明である。『政事要略』卷廿五（御暦奏）に「儒伝云」として、推古天皇十二年（六〇四）正月に始めて暦日を用いた旨の記事が引用されてい

るが、「儒伝」の性格は不詳であり、にわかには信用しがたい。全國的に暦制度が施行されていることを示す記事は、「書紀」では天武紀頃から確認できる。⁽²⁵⁾よつて公式の暦制度は、暦法の伝来した推古朝から天武朝までの間のいずれかの時点で開始されたとみられる。天智天皇十年（六七二）正月に渡来系方技官人への叙位記事が見えること、齊明天皇六年（六六〇）に飛鳥、天智天皇十年には近江大津宮に漏刻が設置され、時刻制度の運用が齊明朝には始まっていたことなどから考えれば（以上「書紀」）、時刻制度と対を為す暦制度の運用開始年代も齊明朝から天智朝にかけてとするのが妥当であろう。なお、「政事要略」卷廿五には「右官史記云、太上天皇持統元年正月、頒曆諸司」と見える。これを即位元年、すなわち持統天皇四年（六九〇）と解し、この年に諸官司に対する頒曆の制度が開始されたと言わってきたが、六八九年の本木簡が後世の具注暦と共に通する体裁を備えていることから考えれば、むしろ称制元年（六八七）と理解する余地もでてきたようと思われる。

おわりに

従来、暦が木簡に記されることについては、木簡が紙と比較して取り扱いが容易な書記媒体であることから、かなり古くから行なわれていたのではないか、と考えられてきた。⁽²⁸⁾本稿ではこの視点を受

け継ぎ、書記媒体としての木簡の特性に重きを置いて考察を行なった。本木簡の背景には、木という素材のもつ利点を生かしつつ、木簡を多様に用いる文化の存在がうかがえる。紙木の併用が日本における木簡使用の特色であることは言うまでもないが、より端的に言えば、紙木をいかに使い分けるか、ということが重要であろう。この意味において、本具注暦木簡は、「木に記す」ことの意義を考え上で格好の素材であると言えるのではないだろうか。以上、憶説に終始したが、これをもつて結びにかえたい。

注

（1）主に暦学的観点からの論考として、岡田芳朗「日本最古の暦——その年代推定と暦注解釈」（「しにか」一六三、二〇〇三年）などがある。

（2）このような観点から出土暦を考察した論考のうち、代表的なものを挙げておく。原秀三郎「静岡県城山遺跡出土の具注暦木簡について」（『木簡研究』三、一九八一年）、東野治之「具注暦と木簡」（『日本古代木簡の研究』、一九八三年）三上喜孝「古代地方社会における暦——その受容と活用をめぐって」（『日本歴史』六三三、一〇〇一年）、細井浩志「奈良時代の暦に関する覚書」（『朱』四五、二〇〇一年）。いずれも石神遺跡具注暦木簡出土以前の論考である。

（3）木簡出土遺構、および出土木簡の詳細については、「奈良文化財研究所紀要二〇〇三」、奈良文化財研究所編『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』一七（共に二〇〇三年）、本誌一九七二九頁を参照されたい。

（4）石川県加茂遺跡出土の木札（後述）は、多数の行を記すために横材

を用いた代表的な例である。この傾向は中世以降の木札でも同様である（「制札（別刷図版）」「国史大事典」第八巻、一九八七年）。

（5）自然の割れ目は木質の柔らかい春材部（成長の速い部分）のみに生じており、堅い秋材部（成長の遅い部分）には生じていない。したがつて割れ目と年輪が交差することはなく、年輪と交差するのは意図的に施された刻線であると判断できる。

（6）こうした後世の具注暦にみられない暦注や独特的の書体について、百濟・新羅からの暦の継承による影響や、半島系渡来人の作暦への関与を想定する説が出されている（新川登亀男「アジアの中の新発見具注暦」「しにか」一六二、一〇〇三年）。従うべき見解である。

（7）朔日干支は上弦（暦月の六日～九日）・望（暦月の十四日～十六日）からの逆算で範囲を絞り込むことができる。また、往亡日は節月によつて入節からの日数が決まつてある。当該日がどの節月にあたるかは、日の干支と十二直の組み合わせによつて一意的に決定するので、往亡日からの逆算で入節干支を確定することが可能である。

（8）表面は朔干支が癸丑・甲寅・乙卯・丙申のいずれか、三月節の入節干支が壬戌となる裏面は朔干支が癸未・甲申・乙酉のいずれか、四月節の入節干支が壬辰となる。以上の条件を満たす年は、表面が持続天皇三年（六八九）、延徳二年（一四九〇）、文禄二年（一五九三）の三箇年、裏面が持続天皇三年（六八九）、延暦十一年（七九二）、慶安三年（一六五〇）の三箇年である。年代判定には、内田正男「日本暦日原典」（初版一九七五年）を用いた。

（9）本木簡の暦注には未知のものが多いため、暦注部分の完全な復元是不可能である。図一では撰日の判明している暦注のみを復元の対象とした。なお、本木簡にみられる暦注の撰日については、岡田芳朗氏前掲論文を参照のこと。

（10）一箇月を複数段に分けて組んだり、月末・月頭以外の箇所で表裏を

接続させる復元案なども試みたが、残存墨書の表裏関係を矛盾無く配置できる案は、この他に見いだせない。

（11）正集第八巻所収（「大日本古文書」三巻三四七～三五三頁）。法量は宮内庁正倉院事務所編「正倉院古文書影印集成」第一冊（一九八八年）によつた。

（12）本木簡については年輪年代法を用いた年代測定が行なわれた。測定結果によれば、本木簡の最外年輪年代は西暦五七〇年、残存する年輪数は四十二年分である。辺材部（白木）は残つていないため、最外年輪年代は伐採年代を示すものではない。この年代測定は、光谷拓実氏（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター古環境研究室長）によつて行なわれた。測定値の公表を快諾いただいた光谷氏、測定にあたつて様々なご協力いたいた古環境研究室の諸氏に、この場を借りて感謝の意を表する。

（13）平川南監修・石川県埋蔵文化財センター編「発見！古代のお触れ書き」（一〇〇一年）、本誌第二三号。

（14）年代は神亀六年（七二九）。法量は五八〇×五二×五（mm）。完形だが、表裏の天地は逆。表面に歳首部、裏面に正月十八日～廿日の暦日と暦注を記す。浜松市博物館編「城山遺跡調査報告書」（一九八一年）、本誌第二号。

（15）年代は延暦十四年（七九五）。法量は（一五九）×四四×八（mm）。上端を欠損する。表面右行に三月朔、左行に六月朔を配し、裏面は右行のみに九月朔を配す。現存長から復元される原長は四五～五〇cm程度。笛神村編「笛神村史 通史編」（一〇〇四年）、本誌第一号。復元模型の写真は国立歴史民俗博物館編「古代日本 文字のある風景」（一〇〇二年）に掲載。

（16）年代は慶雲元年（七〇四）。図一に復元案を掲げた。図中の白抜き文字部は現存墨書を示す。法量は（一七〇）×（七）×一（mm）。四

- 周を欠損する。現存長から復元される原長は五五・六〇cm程度。奈良国立文化財研究所編『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』六（一九八一年）本誌第三号。
- （17）この他、正倉院所蔵の伎楽面埋木に転用された具注暦木簡が存在するとしていたが（東野治之「具注暦と木簡」前掲）、東野治之・杉本一樹両氏のご教示によれば、これは木簡ではなく、面の裏貼りに用いられた紙本の具注暦のことである。
- （18）東野治之「具注暦と木簡」（前掲）
- （19）主要部分は統修第十四卷所収。正集第八卷にも断簡が収められる（『大日本古文書』一卷五七〇・五七四頁）。
- （20）林陸朗「正倉院古文書中の具注暦」（山中裕編『古記録と日記』上、一九九三年）
- （21）岡田芳朗「奈良時代の頒暦について」（日本史研究会編『日本史研究』、一九八一年）
- （22）秋田城発掘調査事務所編『秋田城出土文字資料集』（一九九二年）、三上喜孝「古代地方社会における暦—その受容と活用をめぐって」（前掲）
- （23）土田直鎮「古代史料論—記録」（岩波講座日本歴史』二五、一九七六年）
- （24）元嘉暦は、中国南朝の何承天（三七〇～四四三）により作成され、宋の元嘉二十二年（四四五）に初めて施行された。その後百濟でも公式暦として採用され、百濟滅亡（六六三）まで使用された。一方、儀鳳暦は、唐の麟德三年（六六六）に施行された麟德暦のことを指す。これが儀鳳暦と呼ばれるのは、新羅においてこの暦が施行されたのが唐の儀鳳年間（六七六～六七九）であったからとされており、日本への伝来経路として新羅経由が想定されている（新川登亀男「アジアの中の新発見具注暦」、前掲）。

（25）岡田芳朗「日本における暦—暦と権力」（『日本歴史』六三三、二〇〇一年）

（26）細井浩志「奈良時代の暦に関する覚書」（前掲）

（27）原秀三郎「静岡県城山遺跡出土の具注暦木簡について」（前掲）

（28）原秀三郎「静岡県城山遺跡出土の具注暦木簡について」、東野治之「具注暦と木簡」（共に前掲）

附記 本稿は二〇〇三年二月七日に木簡学会第一五回研究集会で行なった報告に基づくものである。調査の過程および報告に際してご意見を賜つた多くの方に対し、この場を借りて衷心より感謝の意を表する次第である。